

訪問看護重要事項説明書

〈 令和 7 年 3 月 1 日現在 〉

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0267-53-0888

受付時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

担当 ○○ ○○

1 川西赤十字訪問看護ステーションの概要

(1) 事業所の名称及び所在地等

事業所名 川西赤十字訪問看護ステーション

所在地 長野県佐久市望月 342 番地

介護保険事業所番号 2062190018

通常の事業の実施地域 佐久市、立科町、東御市

(2) 職員の職種及び員数

管理者（看護師） 1 名

看護職員（看護師 3 名以上 ※ 常勤換算 2.5 名以上（内 1 名は常勤とする）

理学療法士等 1 名以上

(3) 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

日本赤十字社創立記念日（5/1）

2 訪問看護のサービス内容

指定訪問看護に当たっては、訪問看護指示書及び訪問看護計画に基づき、看護師等が訪問のうえ、在宅において提供する看護の内容については次のとおりです。

- (1) 病状の観察
- (2) 清拭、洗髪、入浴、食事、排泄他の介護及び指導
- (3) 褥瘡の処置及び指導
- (4) カテーテル類の交換及び管理
- (5) 在宅リハビリテーション
- (6) 家族への介護指導
- (7) 医療及び介護相談
- (8) 居宅介護支援事業者、その他保健、医療及び福祉サービスとの連絡調整
- (9) サービスに関する相談及び苦情対応
- (10) ターミナルケア

3 利用料金等

(1) 基本利用料 (1回につき) 1割の場合

所 要 時 間	利 用 料 (円／単位)	
	要介護	要支援
① 20分未満	314	303
② 30分未満	471	451
③ 30分以上1時間未満	823	794
④ 1時間以上1時間30分未満	1,128	1,090
サービス提供体制加算を含み、 理学療法士による訪問は1回あたり 《1回20分以上週6回》	294 1日3回以上は90/100	284 1日3回以上は50/100

(2) 複数名訪問加算 (家族同意を得、1人では困難又は暴力行為等が認められる場合)

所 要 時 間	利 用 料
① 30分未満	254円
② 30分以上	402円

(3) 緊急時訪問看護加算 … 1ヶ月あたり 574円

(4) 特別管理による加算

①在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態や留置カテーテルを使用している場合

… 1ヶ月あたり 500円

②在宅酸素療養指導管理を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等

… 1ヶ月あたり 250円

(5) 長時間訪問看護加算 (特別管理による加算の対象者に1時間30分以上) … 3,000円

(6) ターミナルケア加算 … 2,500単位 (保険負担あり)

(7) 初回加算 … 300円 *退院当日に初回訪問した場合…350円

(8) 退院共同指導加算 … 600円

(9) 看護体制強化加算 (II) … 200円 (要介護の場合のみ)

(10) その他の費用額 (保険対象外の料金) … 90分を超えた看護 (30分毎加算)

(11) 死後の処置料

一律	11,000円 (税込)
----	--------------

(12) 交通費

前記1の(1)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の実施地域の方は、訪問看護師が訪問するための交通費の実費を徴収いたします。ただし、自動車を使用した場合は次のとおりです。

通常の実施地域を超えて片道5km未満	250円 (1回につき)
// 片道5km以上10km未満	500円 (1回につき)
// 片道10km以上15km未満	750円 (1回につき)
// 片道15km以上	1,000円 (1回につき)

4 運営方針

利用者が必要とする訪問看護が提供できるよう、介護支援専門員を中心として、地域の保健、医療及び福祉サービスを提供する者と密接な連携に努め、理解と協力の下に適切な運営を図るものである。

5 緊急時における対応方法

訪問看護の提供を行っているときに利用者の容態に急変が生じた場合、看護師が連絡を取るところは次のとおりとします。

(主治医) _____ (連絡先) _____ - -

(ご家族) _____ (連絡先) _____ - -

6 サービス内容に関する相談、苦情

(1) 当事業所ご利用のお客様相談・苦情窓口

電話 0267-53-0888

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

担当 ○○ ○○

(2) その他

当事業所以外に、市町村等に相談及び苦情を申し出ることができます。

佐久市 高齢福祉課 電話 0267-62-2111

立科町 高齢者福祉課 電話 0267-56-2610

東御市 福祉課 電話 0268-64-8888